

決算審査特別委員会記録

<総括>

開催日時 平成30年10月16日(火) 13:04~15:10

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

松尾 勇臣 委員長

田尻 匠 副委員長

山中 益敏 委員

田中 惟允 委員

小林 照代 委員

清水 勉 委員

中野 雅史 委員

乾 浩之 委員

山本 進章 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 荒井 知事

村井 副知事

村田 副知事

末光 総務部長

上田 危機管理監

山下 地域振興部長

前阪 南部東部振興監

折原 観光局長兼県土マネジメント部理事(地域交通担当)

林 福祉医療部長兼医療政策局長

西川 医療・介護保険局長

橋本 こども・女性局長

榊田 くらし創造部長兼景観・環境局長

中川 産業・雇用振興部長

山本 農林部長

山田 県土マネジメント部長
増田 まちづくり推進局長
森田 会計管理者（会計局長）
石井 水道局長
吉田 教育長
遠藤 警察本部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議事 議第83号 平成29年度奈良県水道用水供給事業費特別会計剰余金の処分
及び決算の認定について

議第90号 平成29年度奈良県歳入歳出決算の認定について

報第29号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

<会議の経過>

○松尾委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、総括審査を行います。

各部局の審査で、残された問題を中心に、質疑等があればご発言願います。

なお、理事者の皆様には、委員の質疑等に対して、明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

それでは、ご発言願います。

○粒谷委員 総括ですので、荒井知事にお伺いします。

平成29年度の決算を踏まえて、また、ある意味では、荒井知事の12年間の総括として、今日までの成果と結果をお聞かせ願いたいと思います。

○荒井知事 総括ということですが、PDCAサイクルで、一番大変なのはCのCheck（チェック）です。Plan（プラン）、Do（ドゥー）につながるCheck（チェック）ですので、総括をして、よくやったというよりも、次へ何をやり残しているかを探索するのが一つの大きな目的だと思っています。

その意味で、決算審査特別委員会でいろいろ議論していただいたのを拝見しました。いろいろな項目が残っていることがわかりますし、あるいはまた、いろいろなことをしてきたこともわかりますので、このような政治の場で完璧はないと思いますが、努力の継続、良い方向でやっているかどうかの確認が大事だと思っています。

○粒谷委員 荒井知事が就任されて12年ですが、就任直後に妊婦の搬送事案がありまし

た。これについて当時、荒井知事は、舛添厚生労働大臣に直接お会いになって、奈良県の医療の充実のため、非常にフットワークよく行動されました。県民の皆さんからも、非常にスピード感のある、やり手の知事だという評価でした。

その結果、この12年間で荒井知事自身がいろいろとおやりになり、医療分野についてはかなり進んで、次はどの方向に向かうのか、平成29年度決算でも、来年度予算にどう反映するのかという思いがあります。そういった中で、今後の奈良県政は、荒井知事がおっしゃる、「住んでよし、働いてよし、訪れてよし」の3つの観点のうち、私は「住んでよし」が一番大事なのではないかと思っています。

それでは、来年度予算に向けて、どのように取り組んでいただきたいのかというと、私自身は長い間議員をしていますけれども、行政は住民の目線であるべきだと思うのです。県民の皆さん方からいただいた税金を、どのように県民の皆さん方にフィードバックするのか。そういう意味で、身近な問題について、来年度予算が編成されるべきだという思いがあります。

例えば、特に身近な問題として、よく奈良県議会でも出てきますが、草刈り一つにしても、住民からのご要望があつて、2カ月、3カ月たってから執行するよりも、1カ月以内、あるいは20日以内に執行すれば、住民の皆さん方に非常に喜んでいただけます。同じやるにしても、不満を持たれるか、あるいは喜んでいただけるかということがあります。そうなりますと、お金や人の配置の問題があります。そういう意味で、来年度予算に向けて平成29年度決算を見て、めり張りのある予算編成と、分母の大きさをどう膨らますかということがあるかと思うのですけれども、その点についてはどうですか。

○荒井知事 政策の方向性、あるいは考え方という奥深い議論が入ってくると思いますが、粒谷委員が身近なことに取り組むのが政治だとおっしゃるように、身近さは大事です。しかし、住民の方は身近なことをすぐやれとおっしゃるのですけれども、すぐさと身近さは大分違うように思います。

何年か経って知事の任期も終わるようになると、やると言っただけで、身近なことを一つもできていないのではないかと、奈良県かどうかは別にして、思われる方もおられるのが政治の通常です。すぐさにこだわると、身近だけれども難しい問題に手がつかないという塀があるように思います。身近だけれども難しい問題にも手をつけて、時間がかかってもやっていることを対話の中で認識していただければ、時間がかかっても、すぐに成果が見えない中でも、ありがたいと日ごろ思っています。

すぐさと対話のギャップが、政治の世界ではいつもあるわけですが、すぐにやれることばかりやっていると、将来に時間をかけてでもやるべき大事なことが残される傾向が、国レベルでも地方レベルでもあります。そのあたりの対話が必要だと思いながら、どのように進めてきたのかと振り返りますと、周産期医療の事案がありました。全国と比べておこなっているのが目立つので、それが悔しいから直そうと思ったわけで、周産期医療も、すぐに改善できない事項です。周産期医療の事案が起こったのは、積み重ねの構造的な問題があったからだと今では思いますけれども、周産期医療、救急医療体制の立て直しという課題は、一生懸命やっても、改善にかれこれ10年ぐらいかかったと思います。すぐには改善できないけれども、やったらできるのだというのが一つの実感です。すぐには改善できなかったけれども、10年たったら、周産期医療や救急医療はよくなったと、ドクターヘリも飛ぶようになったと言っているように感じます。時間がかかっても、大事なことはやろうと思っています。

医療は身近ですが、すぐに改善できない問題であると振り返っているわけですが、もう一つおこなっていることで、例えばホテルの客室数が全国最下位であることも、すぐには改善できないけれども、10年かかってやっと上昇機運が出てくるころまでできました。すぐさということでは、まだ大都市におくれをとっていますけれども、上昇機運が出てきたことは、県民の皆さんに知ってほしいと思っています。工場についても、なかなか誘致できず、雇用が発生しなかった。しかし、何とかできないものかと考えると、割とすぐに動き出し、職員が随分努力してくれたこともあり、誘致件数はすぐに年間20件ほどになり、最近では年間30件台になってきて全国11位の件数になってきました。これも、時間はかかるけれども、できるようになったことだと思っています。

しかしなかなかできないこともあります。教育はすぐにできないし、将来もなかなか難しいと感じています。また、経済全体についても、農産物の産出額は、東京都、大阪府に次いで全国で下から3番目で、なかなか改善できないと感じています。おこなっているところに焦点を当てて、それをすぐに政治の責任だと言われても、なかなか困るところです。責任の一端であることは間違いありませんけれども、それを踏まえてどう改善、回復させるかと、議会も、我々理事者も、あるいは住民の方の理解もそのように向けられると、奈良県は必ずよくなると思います。

おこなっていることこそ、私の言葉で言えば、サボっていたツケがあるのだから、一生懸命すると必ずよくなります。一つの改善例は救急医療だと、多少は挙げられるようになっ

てきたと振り返っているところです。これからどうするかは、いろいろ案があると思います。すぐさと、身近さ、大事さは、少し離れていますけれども、将来の奈良県のためには、すぐにはできませんけれども、大事なことは着実にしていきたいと、言いわけをさせていただけたらと思う次第です。

○粒谷委員 私は高く評価しているのですから、全然言いわけは要りませんよ。荒井知事が上京して、予算要望や、あるいは地方創生の分野でも、非常によくやっておられることは評価しています。一緒に予算要望に行ったときに、各省庁のネットワークにも、非常に人脈をお持ちだと感じました。大臣や事務次官に会いに行ったら、国会議員が本来セットしないといけないのに、荒井知事がセットしたところに国会議員が乗ってこられているので、人脈としては相当なものをお持ちだということで、決して批判しているわけではありません。

ただ、身近な問題をよく聞いており、なかなかお返しできないことがあるのです。そういう意味では、職員の数は本当にこれでいいのか、足りているのか。我々議員としては、身近な問題をお返ししなければならない。いつまでたっても返事ができないという状況もあり、我々としては、身近な問題もできるだけ早く解決してあげたい。県民からいろいろなご要望がたくさん出てきますので、立場の違いは当然ありますけれども、我々としてはそういう思いがあります。ほかの議員の皆さん方からも、一般質問や委員会で同じような言葉がよく出てきますが、決して荒井知事を批判しているわけではなく、高い評価をしています。荒井知事が来期どうなさるか知りませんが、出馬表明されていれば、話の仕方もまた違うのですけれども、まだ出馬表明をされていませので、漠然とした一般論でしか私も質問できないのです。そういう意味で、荒井知事の気持ちもよく理解しているつもりです。

そこで1点、要望しておきます。ご存じのように、奈良高校の問題があります。この問題は教育委員会の問題で、教育委員会はある意味、聖域、サンクチュアリのところがありますので、知事が判断をする立場にはないと思います。しかし、奈良高校の生徒の安全をどう担保するかという問題があります。この担保の仕方は、いろいろな方法があると思います。ただ、お金の問題がついて回ると思います。ベストな選択をしようと思ったら、大きな予算が必要な場合もあろうかと思えます。そういう意味で、フリーハンドで考えていただき、生徒の安全を最大限担保できるような、バックアップ的なものをぜひともお願いをしたいと要望しておきます。これで終わります。

○清水委員 まず1点、法定外税収入等についての税の新設について、今後の基本的な思いを聞かせていただきたいと思います。

ことしの2月定例会で、井岡議員が内水対策に対して、新税を導入したらどうかと提案されていたと記憶しています。そのような中、今回、奈良県平成緊急内水対策事業で、総合治水対策も含めて、非常に積極的な取り組みをしていただくことが決まっています。ただ、補助事業の内容を見ても、補助事業の対象となることについては、当然、税源補填ができるわけですけれども、それ以外の対象にならないところ、例えば用地を設けて内水対策をすれば非常に有効だという場所もあるかもしれません。

せんだって、有識者の先生方を交えて、各支川で対策に必要な貯留施設等21カ所の第1次適地候補地を発表されましたが、今後のことを考えると、確実な税収で、期限を切ってもいいかもしれないですけれども、内水対策を積極的に進める政策が必要だと感じています。もう一つは、昨今、大阪府、京都市、東京都、その他福岡市等、宿泊税を課税しているところがあります。宿泊者に対して100円から、一番高いところでは、京都市で5万円以上の宿泊に1,000円を課税する例が出ています。奈良県の税収、人口が減っていく中で、今現在、荒井知事も必死になって取り組んでいただいている、宿泊施設をふやすことと、それに伴うその他の整備費用が必ず必要となってくると思いますので、目的を持った法定外税の新設が急務ではないかと思います。

宿泊税については、特にいろいろと問題が言われています。目的を持って宿泊税を取ることにしても、先にそのような税条例をつくると、宿泊事業者が二の足を踏む、またはその逆のパターンも出るかもしれません。しかし、観光に来られる方、宿泊に来られる方に対して、荒井知事が常におっしゃっている、受益と負担の公平を求める観点からも必要だと思いますので、荒井知事のご所見をお伺いしたいと思います。

○荒井知事 目的税の導入は、財源捻出という面があろうかと思いますが。財源を捻出するときに、受益と負担が一致すれば料金になる、例えば上水道の建設費を料金で還元するという、起債のような方法もあろうかと思いますが。しかし、受益と負担がはっきりしないときには、税によらざるを得ない。もう少しはっきりすれば、目的税の導入もできるのではないかというご議論ではないかと思います。

内水対策については、事業費全体で50億円か60億円ほどだったと思います。昭和57年の大和川大水害の雨量でも床下浸水しないようにすると計算しますと、60億円ぐらいの内水遊水地をつくれればいいのではないかと。遊水地は受益と負担がなかなか一致し

ないので、山の上の住人は、自分のところが浸水しないから遊水地をつくらないというのが今までの現実でした。一方、浸水被害を受ける大和高田市や王寺町では、一生懸命治水対策をされてきました。受益と負担が個人ではなく、地域で行われている中、内水対策は受益者が負担するという目的税となると、受益者は誰なのか。山の上の住人が、自分のところでつけれないから山の下でつくる遊水地を負担するという目的税の導入ができるのかという問題になるわけです。受益と負担の観点から、それでいいとなれば導入できますけれども、なかなか難しいのが常です。

もう一つおっしゃったのは、宿泊税についてです。観光のため、プロモーションにしる財源が必要となるわけですが、自分の旅館のプロモーションは自分で負担されるのが常ですけれども、地域のプロモーションはなかなか負担されないのが実情です。奈良県はそういう風情が割と強いところだとも言われています。

例えば奈良市のある観光地のプロモーションをするときは、奈良市、あるいは、奈良市の観光施設が負担するということになれば、宿泊税として、お客さんからもとを取るわけです。しかし、宿泊業者が負担してでもプロモーションしたい、観光振興したいという合意ができればいいのですけれども、なかなかできないのが常です。京都市など一部の宿泊税を課税している自治体は、大変な勇気を持ってされていると感心しているところです。

今まで抽象論を言っていました、受益と負担をどのようにマッチさせるのか。奈良県には難しい面があるという感触を持っています。その上で、次善策として、本当は市町村がやってくれればいいなと内心思ったりもするのですけれども、誰かがしないといけないので、県が観光振興をしようとやり出しているというのが実情です。

観光客にとって、市がやろうと県がやろうと、プロモーションという形では変わらないという面があります。中核市、あるいは政令市などがあるところは、とても強い馬力があります。京都府も、観光振興はほとんど京都市がされており、京都府よりも京都市のほうが大きな馬力になっているのが実情ですので、そのような政治主体では、また違った面もあると思います。京都市だと、京都市の観光ということで、受益と負担がまとまりやすい政治状況もあろうかと思いますが、奈良県では、一部の地域の受益と負担ということになると、県税でするのは、多少テクニカルな困難があろうかと思いますが、しかし、清水委員のおっしゃった理屈はそのとおりで、受益と負担をできるだけ合わせたほうが、はっきりしたことができると思います。

そのほかに、例えば逆の負担ですけれども、耕作放棄地に対する重課税が国法でできま

した。これも用途を決めた目的税ではないですけれども、こういうことをしないと重課税するぞというタイプの税金で、農業をしていないのに農地税制の恩典を受けるのはおかしいではないかという、非常に公平感に基づいた重課税制度だと思います。しかし、制度があるのになかなか実行できない現状を見ても、奈良県は難しいところだと思っています。

耕作放棄地重課税制度は、重課税をするのが目的ではなく、耕作放棄地をなくすのが目的ですので、そのような税制の使い方もあろうかと思っています。用途や財源が大事なのか、行為の抑制や促進が大事なのかで、目的が少し違ってくると思います。税金を掛けることは、大変抵抗が大きいものですので、目的が行為をしないことへの重課税だと理解してもらえたら、こういうことをするための財源調達だということも理解してもらいやすい。そのためには、徴税当局と事業当局、県や市町村と、納税者とのコミュニケーションがうまくいかないといけないと思います。決算の際、こういうふうに使いましたと納得のいくような説明、アカウントビリティに努めないといけないと思いをいたすところです。具体的な制度について、すぐに思いつくところは少なかったかと思いますが、議論の基本的なところは、そのとおりだと思っています。

○清水委員 基本的なところは、荒井知事と私の考えに、それほど大きな隔たりはないと思います。

ただ、昭和57年の大和川大水害を身をもって経験していますので、当時のことを思い出しますと、何日間にもわたり現在のJR大和路線、当時はJR関西本線ですけれども、駅が全て浸水してしまい、王寺町だけに限らず、大和平野の北部の方々、鉄道利用をされているの方々、多くの方にご迷惑をかけたわけです。ですので、受益と負担の公平の問題もそうですけれども、例えば、今現在もされている森林環境税もそうですが、森林環境を守るためによいことですので、賦課に対してそれほど苦情が出ていると聞いたことがありません。目的を持って課税するわけですから、宿泊税もそうですが、今申し上げたように、内水対策に係る税について、広く多くの方が受益するという基本線は余り変わらないと思います。

先ほど、荒井知事がおっしゃったように、浸水しているところだけが非常に多くの事業をやらざるを得ないことは、仕方のないことだと思います。ハード的な事業については、どうしようもないと思います。ただし、いつまでもその状態を温存したがために、大和川流域総合治水対策推進事業の、特に特定保水地事業については整備が非常におくれている。暫定的にでも、昭和57年の大和川大水害のような雨には耐え得る状態にしようと、当時、全ての流域市町村が、奈良県内のほかの方も含めて集まって議論したわけですがけれども、

実態としては、そこまで行き着いていない。昭和57年から30数年たっても100%に至っておらず、最近の災害の動向を見ていると、昭和57年の大和川大水害以上の雨が降るわけですから、放っておくと次なる災害を生むという思いも、多分荒井知事はお持ちになったのだと思います。

ですので、受益の範囲をどこに絞るのかということも必要かもしれませんが、総体的に奈良県がよくなるためには、新税について例として今2つを挙げましたけれども、そのほかにもあろうかと思えます。今後も研究を進めていただきたいと思います、何かご所見がありましたらお願いします。

○荒井知事 以前に清水委員が、遊水地の買収についても土地税制の控除があればいいとおっしゃっていて、直接ご返事申し上げていなかったことについて調べました。強制収用できる道路などは、5,000万円までの譲渡所得税の控除がありますが、遊水地はここでつukらないといけないと、区画を決めて買収するわけではなく、強制収用がないので、控除もないと後で聞きました。

税制と絡めた話では、遊水地にしろ道路にしろ奈良県の一番の課題は、必要な用地が出ないということです。先ほどの目的税のように、財源が必要かという財源は国費の補助などを調達しながら行いますので、何割かは軽減されます。奈良県の大事な事業の課題は、用地買収に尽きると言っても過言ではないと思えます。遊水地もそうで、こんなに大事なところをどうして売らないのかと言うと、農業委員会の方が、奈良県は水がつかないとおっしゃるのです。鬼怒川に降った雨がここに降ると水浸しですよと言うと、そういう雨は奈良県には降らない、降ったことがないとおっしゃるという感じなので、財源調達のための税制ではなく、土地を出してもらうための税制で何かないか。

パニッシュメントという、罰則税制のような感じになる可能性があると思えますが、より厳しいと思えます。財源ではなく、土地をそのように遊ばせておくと罪だという考えが基本です。奈良県は耕作放棄地もとても多いですが、耕作放棄地でも売らないということです。奈良県は変わっていると、ほかからは言われています。それを変えるのが最大のことで、遊水池にしろ、土地が出れば奈良県はとてもよくなると思えます。

内水対策の事業費は50億円か60億円と言いましたが、そのための財源を調達するのに四苦八苦するかというと、国の補助がありますので、用地買収が済めば5年間でやっているといえますか、とにかく早くしないといけません。課題は用地買収だと思います。三月に1度ぐらい届く用地プログレスレポートで、用地取得の状況を見ていると、どうし

てここを売らないのだらうと思う土地がずらっと並んでいます。きのうも最新のものが届きましたが、清水委員の近所の国道168号の買収ができました。ことしの9月30日に契約済みという報告が入っており、喜んでいます。補償が必要ですが、補償の財源よりも買収する方が大変で、買収しやすくする税制はないものかと考えています。基本的には税制ですが、清水委員とは方向性が違う面があるかと思えます。内水対策をするという観点からは、私の感覚では用地買収に尽きると思っています。

○清水委員 内水対策だけでなく、宿泊税も含めて、今、奈良県の経常収支は97.何%で、財政的にも非常に硬直している状況ですので、新しい財源を常に求めることが必要だと思います。ぜひとも研究を怠らないで、何か物を起こすときに、どこかに落とし穴がないか、見落としがないか、それらを進めるためには、今の事業だけではいけないと考えると、新税も含めて税源ができれば対策できると思っていますので、今後とも研究を進めていただきたいと思えます。

それともう1点、これは要望ですが、荒井知事も大阪府からJR大和路線を通過して奈良県に帰られることもあろうかと思えます。そのようなとき、車窓をずっと見ていると、亀の瀬を過ぎると緑豊かになって、ほっと落ちつく車窓に変わります。

奈良県のホームページで、砂防三法に基づいて指定される区域を検索しますと、システムであたらしく見られるようにしていただいています。色づけをして、どういう状態になっているのか、水害対策も含めてすぐに見られる状況にまで作り込みをいただいています。これを見ていると、特に亀の瀬の地すべり対策事業については、昭和6年に一番最初の大規模な地すべりが起こって以降、継続して直轄事業として進めていただいて、くいも3,000本余り、立坑も大きなものが200本ほど、集水井工としてつくられています。私も現地の確認を二度三度行かせていただき、今でも記憶に残っていますけれども、大和川右岸の地すべり地帯と、昭和42年に新たに地すべりがあり、左岸側の一部が隆起しています。その部分について直轄工事で手だてをされたこともよく存じています。

荒井知事には以前、明神山の山頂に来ていただいたと思えますが、明神山の山頂から、亀の瀬の地すべり地帯全部を見渡すことができます。明神山の山頂には三角点があり、標高273.6メートルとなっています。近辺の国道25号は、標高30メートルぐらいだと思うので、高低差が240メートルほどになります。その間、川までの距離を測りますと約500メートルです。ところが、一番急峻な部分を測りますと、恐らく200メートルぐらいで、さきほどの区域の水色に塗っているところに到達します。町史や、亀の瀬の

資料集を見ても、大和川の亀の瀬の左岸側に対して、何らかの正確な調査をされたという記録は、私が発見できなかつただけなのかもしれませんが、ありませんでした。

せんだって、北海道胆振東部地震がありました。雨が降ったところに地震の震源地となる断層帯があったため、一帯で山から完全に土砂が落ちてしまいました。その光景を目の当たりにしたときに、背筋が寒くなりました。ここにはご存じのとおり、国道25号とJR大和路線が通っています。JR大和路線には、明神山第一トンネル、第二トンネル、第三トンネルと、3つのトンネルがありますが、ここに描かれている砂防対象の地域は、第一トンネルと第二トンネルの間になります。トンネルで守られている鉄道は、上から土砂が来ても大丈夫ですけれども、仮に守られないところに土砂が落ちると、この場所は和川断層帯がまさに通っている場所でもありますので、可能性として北海道と同じようなことが起こり得るといふ恐怖感を抱いているわけです。何とか対策ができないかという思いを持ち、物事の順番として、荒井知事にまず要望させていただきますので、よろしくお願い致します。以上で終わります。

○山中委員 私からは、既に通告していた2点についてお聞かせいただきたいと思致します。

先ほど、粒谷委員からの質問に対し、P D C Aサイクルでさまざまな事業を進めるのだと、そういった中でC h e c k (チェック)をしっかりと、P l a n (プラン)、D o (ドゥ)につなげていくというお話をされました。そういう意味で、来年度予算につなげるために、どうしていくのかを中心に聞かせていただければと思致します。

まず初めに、ホテルの誘致についてお聞かせいただきたいと思致します。

観光局に対する審査の中で、現在進めている宿泊施設の増加に向けた取り組みを、客室稼働率から見た場合の必要性について聞かせていただきました。答弁の趣旨は、客室稼働率については、全国平均よりも若干低い。そこで、観光地に不可欠なよい宿泊施設やおもてなしの向上など、今、環境の整備を進めていると。そして、奈良県は客室数が全国でも少ないことから、宿泊施設のバリエーションも少なく、ボトルネックとなる宿泊施設の質と量の向上が大事であり、改善に向けて取り組むということでした。

また、なかなか実現できないことの一つとして、ホテル誘致の話がされていましたが、この4年間でホテルについては客室数が約1,300室増加の見込みと聞いています。そこで、ホテル誘致へのさらなる取り組みについてどのように考えておられるのでしょうか。また、全国的に見た場合、特に大阪府と比較すると、奈良県の宿泊施設の客室稼働率は低い状況にあります。その客室稼働率を高めるためには、宿泊観光客の増加を含め

観光施策が必要と考えますが、どのような観光施策に取り組んでいかれるのかについてお聞かせください。

○荒井知事 ホテルと旅館と簡易宿泊所とキャンプ場では、客室稼働率がそもそも随分違います。キャンプ場は、季節のよいときしか開きませんので100%には全然なりません。簡易宿泊所もそうですが、旅館についても、その旅館によるわけですが、季節営業している旅館が通年営業をしているとして統計を出されると、実際には営業されていないのに稼働しているとして分母には入るけれども分子には入らないということで、数値が下がっていく一方です。奈良県の旅館は、吉野もそうかもしれませんが、そういうところが多いのです。ですので、その辺をまぜこぜにするといけないのではないかとというのが第一にあります。

奈良県でも上位のホテルの客室稼働率は、大阪府などにも決して負けていません。80%を超えている客室稼働率のホテルも軒並みです。とりわけ新規のホテルは、客室稼働率がとてもよい。吉野は季節営業ですので、客室稼働率が低くなっていくのが実情です。洞川は通年営業を志しておられるので、客室稼働率が上がっています。営業の仕方にもよりますが、通年営業しているホテルの客室稼働率は、決して引けをとっていないと思っています。それも大阪府や京都府との競争ですので、大阪府が値段を上げると、総体的に安いほうへ流れますので、こちらの客室稼働率は上がりますし、こちらの客室稼働率が上がってきたから値段を上げようとする、また客室稼働率が減るということになっています。ですので、そもそも奈良県は客室稼働率が低いかということ、そうでもないのではないかと思います。大阪府は簡易宿泊所みたいなものも客室稼働率が高いという、大都市ならではの傾向があるように思います。客室稼働率は、宿泊施設の営業形態、地域によっても違いますので、分けて判断しないといけないと思います。

そこで、客室稼働率を上げるには、まずホテルを集積させることです。また、洞川などは、努力をされて営業成績がとてもよくなっているという実績がありますので、奈良市でも、旅館やホテル、また、旅館の中でも通年的にお客をとるぞと志を立てられたところは、客室稼働率が非常に良い。勝ち組と負け組は分かれていると言われることがよくあります。日本共産党の方への答弁で、努力が足りないのは負け組ですよと言ったら、ひどいことを言うとおっしゃったこともありますけれども、それが商売の現実でもあります。商売をサボってもうけるようにしろという原理はどこにもないと思います。商売を熱心にされるところの客室稼働率を上げるのは大事なことです、プロモーションしたり、有望なところ

るは広告にも出したりしますので、それを中心にしていくのが通常です。

最近では、奈良県のホテルの予約がとれないという声ばかり私のところに届いてきます。それでは、本当に予約がとれないのかということ、余っているところがありますので、そういうところをご紹介しないといけない。奈良県のホテル事情になってきますが、ホテルの予約がとりにくいという声と客室稼働率が低いというご判断とが、どこで結びつくのかというのは課題であろうかと思いますが、もう少し詳細な分析が必要なのではないかと思えます。

総じて言えば、新しいホテルができると客室稼働率が下がるということではなく、新しいホテルができると、競争により客室稼働率が上がるというのが実態です。ホテルが集積されると、あそこは魅力があるから、どこか予約がとれたら行くよとなり、予約がとりやすいのは通年営業のため、客室稼働率が上がるきっかけになってきます。既存の業者が、新しい競争相手ができると自分の商売がうまくいかなくなると思われるのは、大概のケースで間違いです。負けないように商売するぞと思ひ、客室稼働率がどんどん上がってくるような地域になればと思えますし、奈良はそのようになりつつあると思っています。

○山中委員 ありがとうございます。

ホテルが集積されることで、客室稼働率もそれに合わせて上がると、荒井知事がおっしゃることは、私もよく理解できます。

先ほどの客室稼働率ですけれども、ホテルと言ってもリゾートホテル、ビジネスホテル、シティーホテルと、それぞれホテルによって違いますが、高いリゾートホテルですと90.6%という客室稼働率です。そういうことから見ますと、もう少し奈良県は頑張らないといけないのではないかと思いました。

また、観光施策について、努力はもちろんですけれども、そういったステージをつくることがまず大事ではないかと思えます。特に奈良市に限って申しますと、ちょうど奈良市役所の前に大きなホテルができてきました。その後ろには、奈良県のコンベンションセンターとして、2,000人規模の大きな会場もできる。そして、ことし3月に開園した平城宮跡歴史公園でも、朱雀大路の東側には平城宮いざない館、西側には天平うまし館などの新たな観光の交流拠点ができています。そういうことも通して、観光施策をどのように進めていくのかについてあわせてお聞きします。

○荒井知事 桜の季節や秋の正倉院のときだけなど、波があると観光地の宿泊施設はかなわないので、通年の波のない営業が望ましいわけです。波をなだらかにするという観点か

らオフシーズン対策を心がけて、梅雨時のムジークフェストや寒い時期の奈良大立山まつりを行い、奈良県はいつ来ても何か楽しむことができるようにしています。冬のイベントでは、あったかもんや温泉などがありますが、奈良県は今までなかなかアピールできていませんでしたけれども、イベントと食事でアピールし、だんだんオフシーズンがなくなってきたように思います。

県内全体でオフシーズンをなくすには、大変なイベント投資が必要なためできないので、特定の地域でオフシーズンをなくそうと取り組んでいます。例えば、奈良市においては大宮通りプロジェクトを立ち上げて、通年的にいつもにぎわいのある通りにしようと志して、だんだん形ができてきたように思います。

田舎でも、中心となる通りが1つあると、そこで常にイベントが開かれたりしている。この近所では関宿という古い町通りがありますが、それが紹介されて行かれるとか、長野県の小布施という古い小さな町にも行かれることがある。奈良県でも今井町など候補になるところはあると思います。小さな地区に絞って、いつ行っても楽しいまち、地区にしようというのが一つの手法です。

山中委員がおっしゃったように、奈良市では大宮通り、平城宮跡、ホテル、奈良公園が結ばれるような拠点になりつつある。また、間もなく発表になると思いますが、大宮通りにぐるっとバスを走らせることができたなら、大宮通りの楽しみ方が随分違ってくると思っています。宿泊施設だけではなかなか観光が伸びないので、イベントや移動などを合わせて整えることによって、今持っている文化財が浮き上がってくるという地域なので、あるものを浮き上がらせるように一生懸命努力しているところです。奈良県は、とりわけ奈良市の奈良公園周辺、大宮通りに大きなポテンシャルがあり、放っておくのはもったいないと思うところです。

○山中委員 わかりました。

それらが有機的に機能して、通年オフシーズンのない、大宮通りや奈良公園を含めた観光施策をしっかりと進めていただきたいと思います。

次に、地籍調査についてお聞きしたいと思います。

こちらも同様に、部局審査でもお聞きしました。奈良県の地籍調査の進捗率は12.4%と、全国平均の約52%と比べると大変低い状況で、その原因についてお聞きしますと、事業着手の時期が遅かったことと県土の約8割が山林であることなど、奈良県の地勢的な問題もあるのではないかという答弁をいただきました。

地籍調査が行われると、土地の境界や面積などが明確になり、用地取得の円滑化、迅速な事業の立案、実施、また地震や豪雨などへの防災対策の推進、さらには、被害にあったときのライフラインの復旧・復興の迅速化が見込まれますし、地籍調査が進んでいる地域では、不動産登記や土地税制、公共事業など、効果が発揮されています。

現在、県が取り組む工業ゾーンの創出や、農地の有効活用を推進する特定農業振興ゾーンといったプロジェクトなどを円滑に進める上でも、地籍調査は必要であると考えます。

県内の地籍調査の進捗率は低いですが、県の施策を推進する上で、地籍調査の実施は土地取引が円滑に進むことなど、事業の推進に寄与するものと考えます。そこで、今後どのように重点を置いて地籍調査を進めていかれるのかについてお聞かせいただきたいと思えます。

○荒井知事 地籍調査は、社会資本を形成する上での大前提です。誰のものかわからない土地は放っておくということであれば、余計な地籍調査をしなくてもいいわけですが、民間であれ公的な主体であれ、投資をするには地籍調査が必ず必要になってきます。

先ほど、清水委員との議論の中でもありましたが、奈良県は用地買収がしにくいと全国名うての地域ですが、その前提として地籍調査もしにくいことがあります。土地を売られないから地籍調査も断られる。プログレスレポートで立ち会いに来てくださいと言っても立ち会いを拒否し、ペルを押しても出てこない。なぜ反対なのか。地面をとられるのが嫌だという面ももちろんあるわけですが、高額要求が常にあります。今は、鑑定価格でしか買うことができませんが、ごねると高く買っていたではないかという思いがあるものですから、そういうことはもうできませんと、議員の皆さんからもぜひ説得をしていただきたい。議員に言うぞとおどかすらしいですが、議員に言っても、少なくとも奈良県議会では応援する議員はおられませんと返事をするようになっているようです。このような風習がまだ残っているのが、地籍調査が進まない大きな原因であろうかと思えます。地籍調査は社会資本をつくる時の大前提で、地籍調査が進まないから社会資本ができないかという、土地が売られないから地籍調査ができない、社会資本ができないという悪循環になっている。土地を出してもらうためにはどうすればいいかが、今最大の悩みです。先ほどの清水委員とのお話では、よい土地利用をするには、財源が必要なのではないかという議論が出ましたが、財源はもちろん必要ですが、財源があればできるというわけではなく、土地があって、構想があって、財源がついてできるということであろうかと思えますので、今の最大のネックは土地だと思っています。東北地方だと、公共事業で用地買収す

ると言ったら、宝くじが当たったようにみんなが喜ぶという話を聞くと、どうしてこんなに違うのだろうかと思います。

地籍調査を進めるためにも、どのようにすればいいのか。土地はある面、天下の回りものとはまでは言いませんが、自分のものであっても、自分のものでないようなところがあるように思います。先祖伝来といったところで、どこからの先祖かという、それほどでもないのが普通ですので、こんな議論にならないことを言って恐縮ですが、用地買収をどのようにするかという議論が社会資本形成の際の大きなポイントだということに尽きると思います。いろいろな工夫をして努力していますので、少しずつではありますが、道路にしる遊水地にしる、いろいろと進んでいるのがわかっています。今後とも頑張っていきたいと思います。

○山中委員 私ども議員も変なあっせんは一切していませんし、荒井知事がおっしゃっておりです。

そこで、進め方については、先ほど荒井知事がおっしゃった方法だけかという、決してそうではなく、市町村長サミットの中でさまざまな意見交換をしながら、土地の社会資本としての重要性について、荒井知事からもしっかりと訴えていただいていることは、この資料を見せていただいてもよくわかります。

財政的な支援も、補助金や特別交付金等を勘案しますと、実質的な市町村の持ち出しは5%という財政的な枠組みもありますので、しっかりと市町村に対して訴えていただけるのではないかと思います。そこで、市町村への訴えをどう進めていくのかを、具体的に教えていただければと思います。

○荒井知事 地籍調査だけではなく、用地買収になると市町村は足踏みをされるケースが多く、強制収用した件数を調べてみると県が一番多く、国がその次、市町村はごくわずかです。何人かの市町村長に、強制収用したことがあるか聞きましたが、ほとんど強制収用されていない。任期が終わるときに強制収用をかけられた町長もおられましたけれども、それほど強制収用は不人気になると思われています。しかし強制収用をすると町がよくなるのは目に見えていますので、よくやったと思われる町民の方もおられると思います。市町村長と対話をしているのですけれども、なかなか腰が重たいのが実情です。

市町村長は、道路の要望をされるのですけれども、土地をそろえて要望してください、土地が買えたから道路つくってくださいという要望の形にしてくれるとうれしいと言いつ返しています。

市町村長は県道にしてくれと言われますが、県道にすると用地買収も含めて県に汗をかけと言われていたようで、最初は町道でも負担は県道並みにしてもいいですし、工事をしてもいいですが、町道並みに用地買収を仕立ててきてくれればやりやすいのだけれどという愚痴みたいなことを言っています。道路一つにしても、道路ができれば本当によくなると、きのう届いたプログレスレポートを見ても思います。

用地買収については、土木事務所の職員からつぶさなレポートをもらっており、出てくる人の名前をみんな覚えるぐらいで事情もわかりますけれども、ほかにない事情で抵抗されているところもあります。繰り返しになり恐縮ですけれども、遊水地にしろ道路にしろ、このプロジェクトは大事だということになれば、市町村と用地買収はお願いに行くのが基本ですので、お願いに行くのを一緒にやりましょうと呼びかけたりしています。首長の熱心な市町村とそうでないところでは、随分進捗が違うことも確かですので、なかなか足を向けにくい分野であろうことは理解できますけれども、大事なプロジェクトについては、用地買収が第一だと思っています。市町村との連携、タッグは、極めて重要なことだと思っています。

○山中委員 地籍調査の事業主体は市町村だと思いますので、市町村としっかり連携、タッグを組んで進めていく、県が大きな旗を振っていただいて進めるということだと思います。

また、浸水地や道路の用地確保は、いずれも県でなかなか進まない状況です。一番の基礎になり得るのが、地籍調査の事業だと思いますが、進捗率が12.4%と現時点ではまだ低いことから、しっかりと進めていただくことを要望して、私の質問を終わります。

○小林委員 私からは2点、荒井知事にお伺いしたいと思います。

まず、2016年度から予算化されている（仮称）奈良県国際芸術家村ですが、文化財の宝庫でもある奈良県で文化財の修復技術を継承することは、非常に大切だと思っています。しかし、県が進めている（仮称）奈良県国際芸術家村は、道の駅、農産物直売所、サイクルセンター、イベント広場に加え、民設民営のホテルも誘致するなど、大変大がかりな複合施設とされています。建設費用だけでも99億5,000万円と聞いており、運営費については、まだどれだけかかるか明らかにされていません。

（仮称）奈良県国際芸術家村で展開されている文化財の保存、活用や人材育成については必要と考えていますけれども、複合施設であるため、拠点整備に多くの事業費が必要となっています。（仮称）奈良県国際芸術家村を複合施設としている理由について、まず所

見をお伺いします。

○荒井知事 小林委員がおっしゃる文化財の修復だけに限れば、このような展示室のあるところでなくても、研究所の倉庫のようなところでもできるわけですが、そうではなく、みんなの前でしようということで、文化財の修復は大事だと、広く県民の皆様、関係者の皆様、子どもたちにも知ってもらいたいというのが大きな意図です。したがって、修復の現場の展示が大きな要素になってきます。それも複合施設である理由の一つです。

専門家でない方にたくさん来ていただいて、文化財はこんなに値打ちがあるのですよ、文化財をさわると、こんなことがわかるのですよということ、一般の人たち、とりわけ子どもたちに知ってもらおうというのが展示の大きな目的です。

そのためには、多様で多世代の人たちに来てもらわなければなりません。文化財に関心のある人だけではなく、文化財への関心はごくわずかだったけれども、ここに来たおかげで文化財がどんなに値打ちのあるものかよくわかったと思う人を育てるのが、この施設の大きな目的の一つですので、多様な人たちに来ていただける複合施設が不可欠です。美術館に来られる人だけに限って見せるとか、閉じ込め型ではなく、多目的で来ていただける施設にしている理由です。

○小林委員 多くの方に来ていただくために、このようにさまざまな施設が必要だとお答えいただいたのですが、全体の構想を見ますと、民設民営のホテルやサイクルセンター、イベント広場、農村交流施設をつけるということで、たくさんの方に来ていただきたい、要するに観光客を呼び込むところに重点が置かれているのではないかと考えてしまいます。

多くの方に文化財の価値を知っていただく、そして、それを見ていただくことは必要ですけれども、こうしていろいろな施設をたくさんつけることで、かえって文化財の価値を高めるという焦点がぼやけてしまうのではないかと。観光がメインになっているように思います。本来の目的と違う方向に行ってしまうと、たくさん施設をつけることがマイナスになるのではないかと思います。

また、これだけ事業をあれもこれもと、どんどん膨らませていくことは、非常にお金がかかるということにもなり、建設費だけでも100億円がかかり、維持費、運営費がさらにそれに加わっていくことになります。国費も入ると思いますけれども、県費もかなり必要になってくるのではないかと思います。全体の事業費を圧縮するために、ホテルの誘致や農村交流施設、サイクルセンターなどの複合施設は必要ないと思いますが、その点につ

いてはいかがでしょうか。

○荒井知事 この複合施設には、随分、地方創生交付金が入っていますが、その趣旨は、文化財の保存だけではなく、活用を大きな切り口にして事業展開するということで、地方創生の意義が認められたのだと思います。

地方創生について文化財を切り口にして行うことは、ごく新しい試みです。全ての市町村、あるいは県でやっているわけではありません。文化財行政はとても縦割りになっており、文化財の修復ばかりで、活用についてなかなか知恵が出なかったというのが実情です。文化庁も文化資源活用課をことし10月につくったばかりで、地方も文化財保存課を教育委員会から移してもいいと、来年4月から法律でできるようになります。行政で保存と活用を一体的にしようというのは、ごく最近の新しい試みです。地方創生の一つのパターンにしていいということで、まち・ひと・しごと地方創生本部事務局から言われて展開しようとしています。

いろいろと腑に落ちないところがおありなのかと思いますが、文化財活用の効果は非常に幅広く、観光だけではなく、文化財に子どもたちから親しむと、後のいろいろなセンスが全然違ってくるといふ報告もあります。文化財の活動だけではなく、文化活動もしてもらふ拠点という意味です。文化財の保存、活用、展示も一つの切り口ですが、文化活動を子どもたち、若い人たち、お母さんたちにも参加してもらおうというバラエティーある文化活動の拠点というのが大きな要素で、ソフトが大事だと思っています。ソフトをどのようにしていくかは、まだ完成ではありませんが、ソフト事業や運営の主体が大事だと、検討委員会で何度も言われています。

運営の主体をどのようにするのか、施設の維持管理だけだったら県でもできるわけですが、事業展開に向けリーダーを探してこなければならぬという課題がまだ残っています。まだ検討途上ですが、文化活動の事業展開こそがこの施設の命だと思っています。地方創生の一つの大きな切り口になっていることは、まち・ひと・しごと地方創生本部事務局にも認めていただき、補助金を出していただいたと認識していますので、立派な事業展開になるように知恵を出していきたいと思っています。

○小林委員 保存と活用を一体的にということで、この施設を提案していただいています。しかし、文化関係の展示、修復のための人材育成、伝統工芸等の施設以外の民設民営のホテルやイベント広場、農村交流施設まで必要ないのではないかとお尋ねしました。

メインになっている文化財修復技術の継承や展示だけでも、体制も人も必要な状況であ

り、この場所に何もかもまとめてしまうことが必要なのか。農村交流施設やイベント広場などが本当に必要なのか。

文化財修復技術の継承、展示、活用についても、例えば宮大工など建造物には、本当に種類があります。金具、屋根、瓦、左官、建屋など広い範囲になり、その修復作業をするとなれば、相当の設備や専門家、技術者が必要です。また、(仮称)奈良県国際芸術家村は、考古や仏像彫刻など美術工芸を集約するとされていますが、文化財の修復にかかわる技術者は、高齢で不足している状況があると思います。ですので、メインの施設を運営していくのにも、条件を整えていくことが求められると思いますし、県が責任を持って将来にわたって安定した運営ができるよう考えていく必要があります。

私が言いたいのは、事業費が膨大となっているけれども、メインのところにもっときちんと重点を置いて進めていくべきだということです。基本方針の中でも、歴史文化遺産を活用していく前提として、文化財の保存、修復にかかわる伝統技術の伝承が不可欠であると書かれており、文化財の修復技術の継承や人材育成など、専門的な教育機関を設置して、大切な資料の保管や展示などをしっかり行える施設を多くの方が求めていると思っています。

いろいろと文化にかかわる機関や団体などがたくさんあると思いますので、そういうところとの連携なども必要になってくると思います。

最後に、県民の皆さんにとって、今これが本当に必要な事業であるかを考えますと、もっと優先してほしいことがあるのではないかと思います。莫大な費用がかかりますので、この事業については抜本的に見直しをしていただきたいと求めていると思います。

次に、県域水道の一体化についてお尋ねします。

昨年10月にまとめられた県域水道一体化の目指す姿と方向性に基づき、その検討と作業が進められています。水道事業の広域化は、知事と市町村長による県域水道ファシリテイーマネジメント懇話会の設置から始まり、検針や滞納整理などの業務の共同化、県と市町村との施設の共同化の検討が行われています。磯城郡3町の水道事業の広域化については県が推進役になり、2016年7月に覚書が締結され、2022年度までに3町による企業団の設立を目指しています。それに伴い3町とも浄水場が廃止されたことについては関係の町の方から、住民が置き去りではないか、課題が積み残されているというご意見が届いています。また、西和南部の3町では、2017年に覚書を締結し、2020年には施設の共同化を目指しています。県営水道への転換により、王寺町、河合町の浄水場は廃止

されています。

ほかにも強いご意見を聞いているのは、五條・吉野エリアと奈良県で、ほかのエリアに先行して企業団の設立が検討されていますが、広域化を進めるという県の指導のもとに、住民はもちろん議会にも十分な説明がなく、問題を先送りにして進められており、一部が事務組合になれば一層住民と議員の関与が薄れて、自治体が責任を放棄するのではないかと、覚書にある経営統合に向けた検討は議員、住民抜きで進むのではないかと、県域水道一体化による民間委託が心配などという不安が広がっています。水道施設の共同化に理解が得られても、住民が置き去りのやり方に非常に批判が広がっています。

スケジュールについて、決算審査特別委員会の部局審査でお聞きしましたら、今年度に県域水道一体化検討会を設置、新県域水道ビジョンを作成し、来年度に任意協議会を設置、2020年度には県と28市町村との覚書締結、2021年度には広域化事業開始というスケジュールだとお聞きしました。

構想の提示から市町村との覚書締結まで短期間で進むこととなりますけれども、直接住民の意見を聴く機会を設ける必要があると思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

また、市町村は自己水源を廃止して浄水場は3カ所に集約することになっていますが、これで災害に対応できるのか、お聞きします。

○荒井知事 小林委員のお話をお聞きしますと、住民の方が心配されているということでした。どのような住民の方が、どのような心配をされているのかということで、将来、水道を安定供給するため、余り高くないようにするための効率化の施策ですので、住民の多くの方は賛成なのですね。反対されるのは職員の方で、人員削減されるのではないかと不安に思っておられるのだと推察します。職員も住民の一人にはなるかと思えますけれども、職員と受益者、利用者はまた違うと思うのです。利用者からは、どのようなご心配がありますかとよく聞いておりますが、値段が下がりますよと言うと大概納得されるというのが私どもの理解しているところです。

もう一つ、災害のときに大丈夫かについてですが、このように重層的にネットワークを組むと、災害のときにより強くなります。水道が壊れるのは、管が壊れる場合がほとんどだと思いますが、このルートの管が壊れたら違うルートから回れば済むわけです。とっさのときは給水しかありませんが、それは今回の県域水道一体化とは全く関係がないため、災害のときに困る心配はないと思っています。

この水道事業の一体化は効率化のためで、投資をする場合は通常、住民負担になります

が、それを抑えようということです。効率化の中には職員の効率化、削減などがあり、検針などでは人数を減らそうということも入っており、そのことについて抵抗があるのかと思います。それは職員の抵抗ですので利用者の抵抗とはまた違うように思います。ですので、利用者は私の認識するところ、抵抗する要素、困る要素がほとんどないわけです。パブリックコメントで一般利用者の方にお聞きしますので、大丈夫です。

○小林委員 住民の皆さんに反対はなく、水道料金が下がると言えば、それはよいことだと言われるとご答弁いただいたのですけれども、この取り組みを進める中で、水道料金が将来どうなるのか、上がるのか下がるのかという資料は何も提示されていないと思います。

また、自己水源が廃止され、浄水場が縮小されます。災害のときにも、きちんとした対策がとられ、むしろよくなるとおっしゃいましたけれども、災害発生時のいざというときに、複数の水源がある方が互いに能力を補完をすることができ、災害対策につながるのではないのでしょうか。浄水場を減らすことは水の長距離配水につながり、遠隔化に伴って、多数、多種、多額の設備投資が必要になります。浄水、配水の大きな経費は、電気代と言われていますから、長距離配水や遠隔化はコストが高くなります。同時に、故障時の対応も大変になります。効率化でかえって水道料金が上がることになるのではないかと考えています。先ほど水道料金は上がらない、下がるということで納得していただいているということですが、やはり問題ではないのでしょうか。

そして、五條・吉野エリアにおける広域化についても、議会や住民に十分な説明がなく、不安が広がっていることを申し上げました。水道広域化の母体になる企業体や県営水道事業体は、企業団議会、あるいは県議会で事業計画が決まっていくために、市町村の意見が反映しにくい仕組みになっているのではないのでしょうか。

少し分野は違いますが、後期高齢者医療制度ができ、広域になりましたら、住民の皆さんが相談に行くところ、意見を出すところがないのです。それぞれの市町村議会からは、企業団議会には全部参加できません。県域水道の一体化も、そういう状況になるのではないかと思います。ですので、自己水源の更新と県営水道とでは、どちらが安くておいしいのか。資料もまだ示していないのに、料金が下がるとは言えないと思います。また、災害時のライフラインは大丈夫なのか、住民参加のもとで議論することが求められていると思います。

もちろん国へは制度の要求、市町村へは県からの補助制度の構築や人的、技術的援助が必要になります。県域水道一体化ありきではなくて、水道事業をどうするか議論を住民

参加で時間をかけて進めていくことが必要だと考えますが、再度知事の所見を伺います。

○荒井知事 まず論点のうちの市町村に強要しているのではないかという点については、市町村には得だったら参加してくださいと呼びかけています。磯城郡3町でも、それぞれ程度の差はありますけれども、ウイン・ウインの関係になるから参加しますと言われただけのことで、決して強要していません。強要しているのではないかというのは誤解ですので、はっきりと言っておきます。

もう一つは決め方ですけれども、住民参加というのはどのような決め方がいいのか。資料が出ていないということですが、市町村には資料を出しており、得だったら参加してくださいというのはデータがないとできません。もし小林委員がお耳にされていなければ、説明に行かせます。小林委員が得だと思われたら、住民の代表でいらっしゃるので、得だということを住民の方に説明していただきたいのです。ねじ曲げないで、そのとおりに説明していただきたい。おかしかったら住民の代表として、こちらと議論していただきたい。それが我々の思っている民主主義の形だと思います。いろいろな分野がありますが、私も住民の代表である議員の皆さんに説明して、理解していただく。住民の方に接触されている議員の皆さんですから、どうぞそのように説明してくださいとお願いしています。皆さん方はないと思いますけれども、あおりがないようにするのが地方政治の民主主義の最も大事な点だと思います。データがないとおっしゃるのであれば、データを説明に行かせますから、ぜひ聞いて理解していただきたいと思います。

○小林委員 市町村には資料を渡して、説明に行ってもらうとご答弁いただいたのですが、これまで3地区のことを申し上げましたけれども、実際には住民のところには全く届いていない状況になっていると思います。

そういう中で、今後のスケジュールが決まっています。今年度、任意の協議会ができるわけですけれども、納得しなかったら参加についても選んでいいということになるのですか。

○荒井知事 住民参加の一番の形は、代表制民主主義です。議員の皆さんが代表して意見を言われる。論拠のある、なるほどという意見を住民の方から酌み取って、この場で言うていただくのが我々にも伝わります。

もう一つは、パブリックコメントを実施しますので、そのときに言っていた意見が公になります。ダイレクトのネゴシエーションをしたいと言われて、一部の人が来て、集会という形で民主主義を進めている国もありますけれども、日本には代表の方がお

られるのだから、なぜそういうことばかりになるのかと不思議に思うところです。そういうことをしていいときもありますけれども、代表制民主主義は我々の民主主義の基本ですので、ぜひ理解し、説得していただきたいと思うところです。

住民を参加させないということではなく、パブリックコメントで聞いています。今の時代、意見を聴かないということは全くありません。その意見が少数の意見か多数の意見かいうことは、民主主義では基本的な問題です。耳のそばで大きな声で言うのが大事な意見かどうかはわからないのです。我々は、全体の中での意見を、公正に聞く立場にありますし、パブリックコメントという形で聴くのが普通です。

○小林委員 パブリックコメントをしているので、そこで意見を上げてもらうことが民主主義だとおっしゃいました。

ただ、住民から意見を出してもらうのは、非常に時間がかかると思います。スケジュールに沿ってどんどん進めていくのではなく、時間をかけて住民の意見や市町村の意見を幅広く聴くことが必要だと、意見を申し上げておきたいとします。

本来、水のあるところに人は生活し、その恵みを享受してきました。建設技術の進歩によって、遠く離れた水源に水を求めることが可能になりましたけれども、そのコストは膨大なもので、健全な水環境とは言えないと思っています。

水は電気、ガスに比べると圧倒的に重いので、遠くへ運ぶには、より多くのエネルギーを必要とします。また、水の安全性を保つために、蛇口から出る水道水に基準以上の塩素が含まれるよう管理していますから、遠くに送るほど大変になります。

また、ことしの9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、全道が停電するブラックアウトが起きました。地震発生時の電力需要量の半分を、苫東厚真火力発電所3基が一手に供給しており、その3基が停止したことで、全道停電が起きました。私たちは、この水道の問題でもしっかりと教訓にしなければならないと思います。電気と比べても、水は命の源と言われますように、1日も欠かせないもので、私たちの命をつないでいくものです。大震災はいつ、何度起こるかわかりません。命に直結する、国民の命と生活に欠かせない水道事業ですので、そういう点で意見を申し上げて、私の質問を終わります。

○乾委員 9月定例会の一般質問でもさせていただいた続きになりますが、昨年10月の台風21号により、大和川流域では内水による浸水被害が多数発生しています。また、私の地元である北葛城郡、また広陵町でも、大雨が降ると内水による浸水被害がたびたび発生している状況です。荒井知事もよくお話に出していただいて、気にかけていただい

るところですが、これらの内水被害が発生している地区にお住まいの方からは、一日も早い被害の解消を切実に望む声をいただいています。

そうした状況の中、荒井知事は今年度、奈良県平成緊急内水対策事業を立ち上げ、5年で床上、床下浸水被害を解消すると言われており、その取り組みは大いに期待したいと思っています。改めて荒井知事の決意をお聞かせ願いたいと思います。

○荒井知事 内水対策は、ことしの5月17日に大和川流域総合治水対策協議会で決意表明しました。市町村が内水対策でお困りになっていましたので、一緒にやりましょうと呼びかけたところ、反応が大変よく、一緒にやろうという声が届き、今動いているところです。ことしの5月17日にキックオフして、昭和57年の大和川大水害ぐらいの雨が降っても、床上、床下浸水がない完璧なレベルの内水遊水地を5年間でつくろうということです。5年後には、乾委員の避難用ボートもお蔵に入って出てこないようになると思います。もちろんそれまでは多少心配なところがあります。

そのような決意表明をして進んでいるところですが、5年間かかると申し上げたのは、どこに遊水地をつくれればいいのか候補地を決めて、そこを掘り進めて遊水地をつくることになるからです。現時点では、第1回の候補地として21カ所まで決まりました。21カ所の遊水地の目標容量に対する割合は44%だったと思いますので、完璧にするには、まださらにこの倍ぐらいの遊水地の容量が必要になるということで、第2次募集をしたいと思います。それとともに、第1次募集で決まった21カ所については、優先順位を決めて工事に取りかかっていきたいと思っています。工事に取りかかるのに国の防災対策の補正予算がつけば非常に有利だと思っていたのですけれども、補正予算の計上はなくなったと聞いています。当初予算でも国の助成はありますので、それに県の助成を合わせて、遊水地の整備事業を進めていきたいと思っています。

先ほど清水委員が、遊水地にも税金の控除があればいいとおっしゃいましたが、なかなか遊水地にする用地が出てこないケースがあります。土地所有者の方の理解が進むかどうかは用地買収にかかわってくるところが多いと思いますが、市町村が随分探し出してきてくれて21カ所まで選定が進んだことは、大変よい滑り出しだと思っています。これを繰り返して5年待たなくても100%にできれば、それにこしたことはありませんので、せっせと遊水地対策をしたいと思います。

また、利水と治水をうまく分けるのは難しい面がありますが、利水ため池も容量が余ったところは治水活用しようという動きも出てきています。さらに、大きなダムにおいても

かさ上げをして、そのかさ上げしたところは治水利用しようという動きが出てきています。雨がこのようにたくさん降る時代になってきましたので、水の災害に随分関心が集まっています。奈良県には大雨は来ないと言っていたら罰が当たりそうで、怖くて仕方がないと思っています。このような機運のときに、遊水地の整備を進めることができたらと思っています。

○乾委員 ありがとうございます。荒井知事の決意がよくわかりました。奈良県平成緊急内水対策事業を着実に進めていただき、一日も早く浸水被害が解消できるよう、お願いしたいと思います。

次に、内水対策に関して1つ要望させていただきます。

大和川流域では、昭和60年以降、内水排除のためのポンプ設置は、下流域への影響等を踏まえ実施に至っていない状況です。現在、大和川では直轄事業で100万トンの遊水地を整備すべく、川西町保田地区や安堵町窪田地区で用地買収を進めておられると聞いています。この直轄遊水地の整備により大和川の水位が低下するのであれば、ポンプ排水の可能性もあるのではないかと考えています。つきましては、直轄遊水地整備に伴う大和川流域内におけるポンプ排水の可能性について、ぜひ国と検討を進めていただくよう、要望させていただきます。以上で終わります。

○田中委員 1つ質問をさせていただきます。

奈良県の中で一番人材抱えているのはどこかと考えますと、それは奈良県自身だと私は思っています。もちろん地方銀行の南都銀行も優秀な人材ばかりですし、県内の企業に在籍しておられる方々は優秀な方が多いですけれども、これだけの人数がそろっている集団は、まずほかにないと思います。

このメンバーが一丸となって仕事をしていただいて、失敗を恐れず、火の玉になってやっていただいたら、ほとんどのことが解決し、奈良県が前を向いていくのではないかと思います。荒井知事が就任されてから、観光の面でも県庁前の道路では大宮あたりまで広くスムーズな流れができるようになり、三条通りに至る広い道路ができ、JRも高架化されるなど、随分と大きな意味があったと思っています。指導者とそれを支える職員の方が一丸になったら、これだけ世の中の進み方が変わるのかと思っています。しかし、その中であっても、まだその能力を十分生かし切れいてない、能力があるのに途中で退職されたり登用されていない分野が、先日から質問している女性職員の登用であろうと思います。

奈良県というシンボリックな存在が、この道がこれから時代が動いていく道だという旗

印になれば、いずれは県内のいろいろな企業、職場の中で同様の動きが出てきて、女性登用につながるのではないかと思います。奈良県という象徴的な職場が、女性登用に積極的になっており、職場体制を整えることが必要だという状況をおつくりいただいて、前向きに取り組んでいただきたいと思います、先日からお尋ねしていました。

きょうも女性の方はおられますが、ほとんどが背広の方で女性は少ない。幹部の方がここに集っておられますので、やはり女性の登用が少ないのではないかと思います。

まず、働き続けていくための施策の中で、労働組合との話し合いも必要なのかもしれませんが、どのような体制をつくっていくかということに一つの焦点があると思います。

そこで、1つお尋ねしますが、女性職員の登用についてはどのような状況になっているのでしょうか。また、女性職員が働き続けるために働きやすい環境づくりが重要と考えますけれども、荒井知事のお考えをお伺いさせていただきたいと思います。

当初、小学校で女性の先生が校長になられたという記事が出て、我々の地域でも大きな話題になりました。昨日お尋ねしたら、登用されている女性の方が随分おられるということで、社会の進展とともに女性の登用がふえていることは認めるところです。けれども、それをもっと進めていかなければならないのではないかと思いますので、ぜひともお考えをお聞かせいただきたいと思います。

行政は従来から男性社会でした。ですから、男性的思考が当然だったのだろうと思いますけれども、県の課長をするからには、男性の自分が頑張らないといけないとお考えの方が多いのではないかと思います。もっと女性の視点で、女性が活躍し、発想する。その能力を受け入れることも、男性職員にとって必要なことではないかと思います。そこで第2点目として、女性職員の活躍を進めていくためには、県幹部職員の意識改革が必要だと思いますが、荒井知事がどのようにお考えかについてお尋ねしたいと思います。

○荒井知事 県庁人材をきちんと活用するように、また、女性の人材を活用するようにということであろうかと思います。奈良県議会でも、小林委員をはじめ、女性の優秀な議員がおられますので、それに負けないように県庁の女性も頑張っていただきたいと思いますとともに、その活用、育成の仕方が大きなポイントだと思います。

まず、県庁には立派な人材がいると思っています。いつも言いますが、能力ほど仕事をしていないのではないかと冷やかして言いますと、よくできるのです。ミッションを与えるととてもよくできるので、遠慮していたのかと聞くと、確かに遠慮はあったかもしれない。余計なことをしないというメンタリティーが企業風土としてあるかもしれない。

女性の方にもそういうメンタリティーが強いかもしれません。出しゃばるといふメンタリティーが必ずしもよいわけではないと思いますけれども、余計なことも多少するという企業風土になればいいと思っています。

十分な管理者ではないと思っていますが、優秀な県庁人材を無駄にしない、よく働いてもらうための役目が私にはあると思います。また、県庁人材は立派ですが、放っておいたらそのままです。議員の皆様には厳しい質問をしていただくと、職員もよく育ちます。その点についてお願いするのも変ですけども、議場での会話は大事ですので、職員の育成の一つは、議場での会話ということにもなろうかと思えます。また、それは政治との接点でもあろうかと思えます。

プロジェクトのためにどのように能力を発揮してもらうのかは、私の管理者としての責任分野ですが、そのときに思うのは、能力を発揮してもらうというのは、どういうことなのか。管理職に登用することが、大きな活用をしている一つの証拠になるわけですが、とりわけ女性の方は、管理職と専門職に分けると、専門職でずっと仕事をされていると大変能力を発揮される方がおられます。ですので、管理職と専門職をどう組み合わせるかという組織のあり方にもなり、女性の活用、活躍という観点からの検討課題でもあろうかと思えます。

要は、職員が生きがいを感じて仕事をするには、どのように働いてもらえばいいのか、どのように能力を伸ばしてもらえばいいのかということになろうかと思えます。管理職への登用は、奈良県のレベルはそこそこで、トップクラスというわけではありませんが、女性職員の数が大変ふえてきていますので、管理職もふえてきている。また、管理職になってもらうのが唯一の道ではなく、能力をどのような形で発揮してもらうのか、人材育成、登用と結びつけて考えていきたいと思っています。

また女性は、結婚、出産、育児、場合によっては介護と、家庭などで、男性よりも非常に仕事量が多いように思いますので、仕事と家庭の両立、仕事と人生の両立については、ワーク・ライフ・バランスの観点から、女性の方により配慮した形に奈良県庁の職場がなるように願っていますが、これも工夫が必要なところであろうかと思えます。時間のある程度短縮して、限られた時間で効率を上げるようにすることが大事だと思います。その余った時間で、家庭で期待される役目を果たされることになろうかと思えますので、何よりも時間に余裕があることが大事だと思います。

また、そのような職場をつくるのに、メンタリティー、職場や職員の意識を変えなけれ

ばならない。県の幹部職員の意識改革が必要だとおっしゃいましたが、それも大事だと思います。幹部職員の意識は、私も含めて相当ロートルになっていますので、意識改革は無理ではないかとも思います。しかし、逆説的ではありますが、意識改革をしなくても組織風土、組織意識を変えることは可能ではないか。老いては若い者に従えという風土が一つの例であります。上意下達がこのような組織の一つのやり方として定着していますけれども、年配は年配なりの経験もありますので、知らないことを教えてあげることができることは確かです。年寄りの言うことも一つだと聞いていただければ、臆することなく仕事に向かっただけなのではないか。若い人が仕事を伸び伸びとできるような組織風土になればいいと思います。

私も含めて、幹部職員の意識は固まってきていますので、ある程度許していただいて、それでも生き生きと仕事ができる奈良県庁だということになれば、それにこしたことはない。若い人が萎縮しないようにする組織風土は、どのようにすればいいのかということがあります。市町村も同様ですけれども、市町村の政策提案コンペのような、若い人が提案してそれを実行しようという、駆り立てるゲームのようなことも始めていますが、そうすると、若い人も堂々と意見を言うことができる。責任は管理職がとらなければならないことは当然で、意見は何を言ってもいいと言ってはいるのですけれども、こちらが言うと、若い職員はそれを録音して、そのとおりにしようと分析します。そのようなことをしなくても、それをきっかけに自分の仕事を考えてくれたらいいと言うことの繰り返しです。そういった弾力的な考え方で仕事に向かってくれるようにだんだんなってきたようにも感じるところです。

田中委員から、奈良県庁は人材豊富だと言っていたのは大変うれしいことですし、そのとおりだと思っています。その活用の仕方には、まだ工夫が必要であると思いますので、人材育成、活用の仕方を考えようと、総務部を中心に呼びかけています。組織風土が変わるようにと願いを込めてのことです。変わったと言っていただけの時期が来れば、大変うれしいことです。ご質問の趣旨は十分よくわかる点ですので、努力させていただきたいと思います。

○田中委員 企業の採用関係の方々の間では、若い女性が自分の会社にどれだけ関心を持ってくれるか、優秀な女性社員をどれだけ獲得できるかが大きな焦点であるようです。若い優秀な女性を獲得できれば、自然と男性がついてくるとおっしゃって、自分の会社は将来、見込みがあるとお考えになっておられるようです。これはもうかつての話で、最近の

ことは十分把握しているとは言えないのですが、奈良県の職員は、受験されたときに優秀なのは女性なのだ。ところが、20歳代を過ぎてご結婚なさって子どもが生まれたり、途端に人数が少なくなる。男性、女性の比率構成が変わってくる。それで、幹部に育っていかれる方も少ないという状況が今日までの姿だとよく聞かされていました。

企業の大きなビルなどでは、東京でも大阪でも、中にキッズルームを設けて、若いお母さんが子どもを連れて会社へ来られる。時々少し子どもを見に行き、安心して仕事をされる。そうやって女性社員を育てていくという考え方に、世の中が変わってきているようです。

そこで、30歳代になっても優秀な女性が退職されずに、奈良県で頑張る姿を保ち続けられるような職場環境が必要ではないか。県庁の何階かにキッズルームをつくるといったら、県内の反応はどうかということもお考えいただかなければならないのかもしれないかもしれませんが、そのぐらいの勇気を持って、女性の登用、女性の職場環境をつくることも必要ではないかと思いましたので、あえて申し上げました。

また、働き方改革とおっしゃいましたが、男女平等社会、それから働き方改革の中で、ヨーロッパなどでは、子どもを育てるのは男性の仕事だという考えの国もたくさんあります。家庭は女、仕事場は男という今日までの日本の考え方とかけ離れていますので、必ずしもすぐにそのようなことができるとは思いませんが、男性社会が顕著だという考え方に立たないで、男女が同じ立場で仕事できるように一層頑張っていただきたいということで、今回質問させていただきました。

きょうのご議論を聞いていまして、あれも言われたな、私も言いたいなと思うことがたくさんありました。荒井知事にはまだまだ頑張ってください、ご活躍していただかなければならないと思っていますが、今定例会ではもう意見を聴く場がありませんから、また12月定例会ではぜひとも積極的な県政運営についてご発言いただきたいと思います。それを望みまして、私の質問を終わります。以上です。

○松尾委員長 ほかにございませんか。

ほかになければ、これをもって理事者に対する質疑等を終わります。

それでは、付託を受けた各議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○田中委員 決算については、ご提案どおりで結構だと、自由民主党として意見を申し上げます。

○乾委員 自民党奈良としては、付託を受けた議案全てに賛成します。

○小林委員 日本共産党は、経済効果不明の事業や見通しが不透明な不要不急の事業へ巨額の投資をする一方で、職員が減少し、県民の求める国民健康保険、介護など暮らしを応援してほしいという切実な願いに応えるものでないため、平成29年度一般会計決算については反対します。

議第83号については賛成です。

反対討論を行います。

○山本委員 創生奈良として、付託議案に賛成します。

○清水委員 日本維新の会として、平成29年度当初予算から反対している案件が含まれますので、平成29年度決算については反対させていただきます。

反対討論は行いません。

○山中委員 公明党としては、提出をされている議案について、全て賛成させていただきます。

○田尻副委員長 国民民主党として、付託を受けた議案に賛成します。

○松尾委員長 それでは、これより付託を受けた各議案について、採決を行います。

議第90号については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

議第90号を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席ください。

起立多数であります。よって、議第90号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議第83号については、簡易採決より行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

議第83号について、原案どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、議第83号は、原案どおり認定することに決しました。

なお、報第29号については、報告案件であり、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、委員長報告についてですが、本会議で反対討論される場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は、反対討論をされますか。

○小林委員 はい。

○松尾委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくをお願いします。

日本維新の会は、反対討論をされますか。

○清水委員 行いません。

○松尾委員長 では、委員長報告に反対意見を記載することとします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、10月19日の本会議で私から報告させていただきますので、ご了承のほどよろしくをお願いします。

去る9月25日に設置されました決算審査特別委員会は、委員各位のご協力によりまして、滞りなく全議案を議了し、終了することができました。ここに心から厚くお礼を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これで決算審査特別委員会を終わります。